

平成 28 年度 内部統制の整備・運用状況に係る報告書（選挙管理委員会）

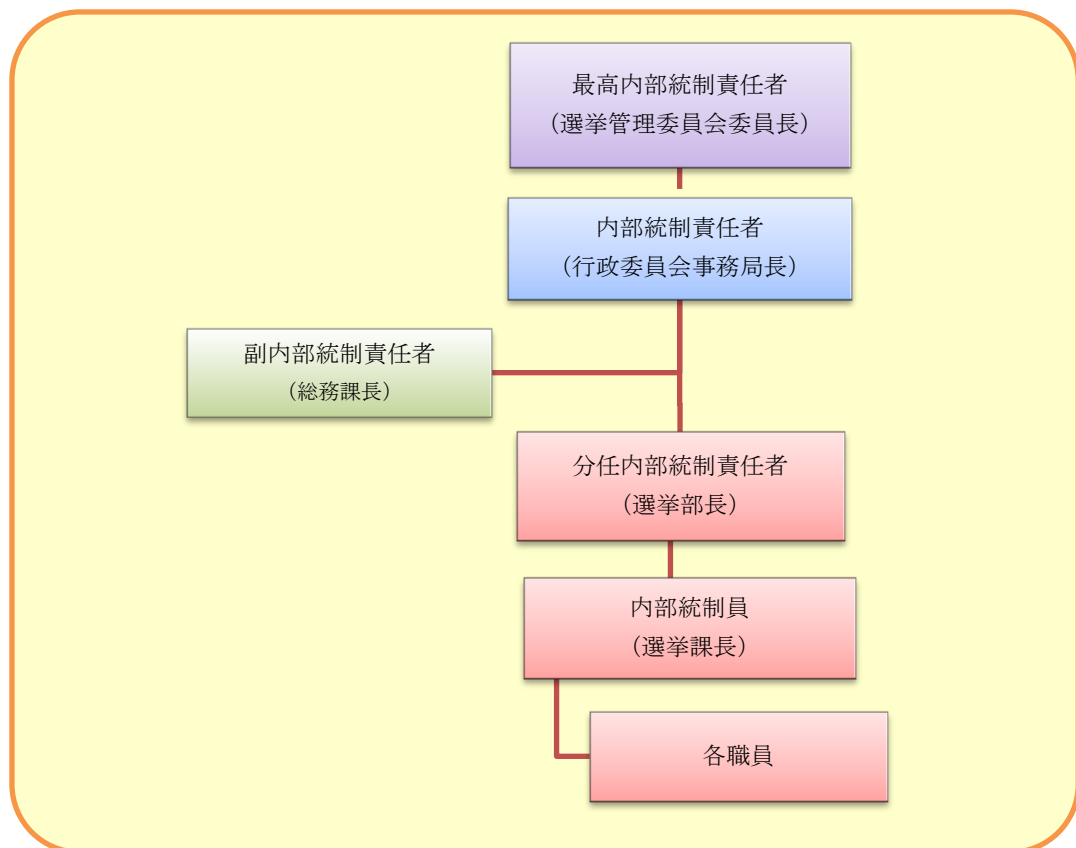
1 はじめに

これまでコンプライアンスの確保を中心に置いて、内部統制の取組みを進めてきましたが、地方自治法第 2 条第 14 項から第 17 項の規定の趣旨等を踏まえると、地方公共団体における内部統制の目的は、業務の有効性及び効率性の確保、報告の信頼性の確保、資産の保全も含むものであることから、本来あるべき内部統制を導入すべく、平成 27 年 7 月に見直しを図りました。

内部統制とは、業務上のリスク（発生することが好ましくない事象）の発生を未然に防止し、あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合（顕在化した場合）に適切に対応する仕組みです。内部統制を適正に整備・運用することにより、各所属が下図のような内部統制の P D C A サイクルを回し、自律的なリスク管理体制を構築することを目指しています。

2 内部統制の実施体制

選挙管理委員会における業務の執行の適正を確保するために行われる統制（いわゆる内部統制）に関する基本的な方針である「選挙管理委員会内部統制に関する基本方針」を平成 27 年 6 月に策定しました。（別添資料 1 参照）この基本方針に基づき、選挙管理委員会委員長（最高内部統制責任者）をトップとする次のような体制を整備し、「選挙管理委員会内部統制規程」を施行しました。（別添資料 2 参照）



また、実施する具体的内容を「選挙管理委員会内部統制指針」として最高内部統制責任者（選挙管理委員会委員長）が決めました。（別添資料3参照）

3 平成28年度の整備・運用状況

（1）リスク把握・評価の実施及びリスク対応策の整備

平成28年7月に、内部統制責任者が、業務執行上のリスクの把握とその評価の実施を分任内部統制責任者に求め、9月に、その結果及びリスク対応策の現状報告を受けました。

（2）リスク対応策の自己点検の実施（上期）

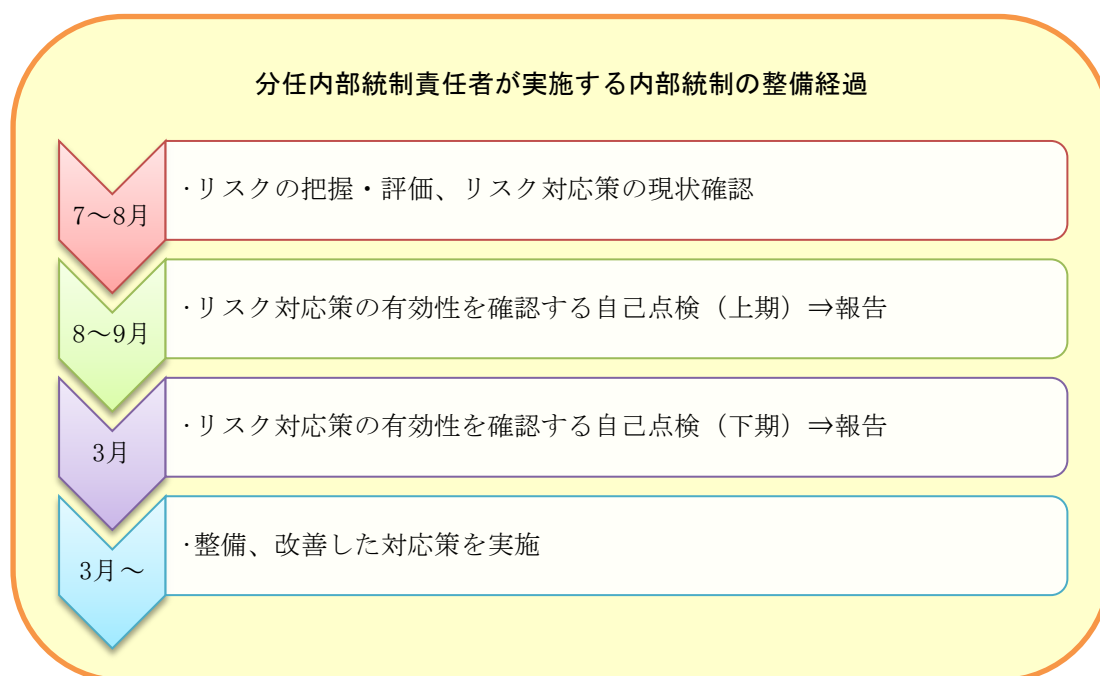
平成28年8月末時点で、分任内部統制責任者は、整備されたリスク対応策がリスクに対して有効に機能しているかを目的とした自己点検を実施し、内部統制責任者に対し、9月に、その結果報告をしました。

（3）モニタリングの実施

平成28年12月に、副内部統制責任者は、内部統制責任者と協議の上、分任内部統制責任者が行う内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する客観的な点検（内部統制のモニタリング）を実施し、その結果を内部統制責任者に報告しました。

（4）リスク対応策の自己点検の実施（下期）

平成29年3月末時点で、分任内部統制責任者は、上期自己点検時に見直したリスク対応策が有効に機能しているかを目的とした自己点検を実施し、内部統制責任者に対し、平成29年5月にその結果報告をしました。



《成果》

- のべ4（指定リスク1、部リスク3）のリスクに係る対応策が整備されました（別添資料4参照）。今後、このプロセスに従って業務を執行することにより、リスクの低減が期待されます。

《課題と対応》

- ◆ 発生しうるリスクへの有効な対応策の整備を進めるためには、自律的にリスクを洗い出し、リスク対応策が有効に機能しているかを自己点検する必要があります。
- ◆ 分任内部統制責任者が行った内部統制の整備及び運用状況の有効性を確認するため、効果的なモニタリングの実施に向けた検討を行う必要があります。

4 平成28年度の総括

平成28年度は、内部統制の更なる充実・強化を図るため、のべ4（指定リスク1、部リスク3）のリスクに係る対応策を立て具体的取組を進め、当初の予定どおり進めることが出来ました。

新たな内部統制として導入した平成27年度、平成28年度の2年間で、のべ8のリスクを選定し、リスク対応策を整備してきました。

整備したリスク対応策は自己点検を行い、PDCAサイクルのチェックを実施して判明した問題点やリスク発生状況を踏まえて有効性を判定し、対応策の改善を行ってきたところですが、引き続き、自律的な点検と改善が定着するように取組を進める必要があります。

また、地方自治法改正を踏まえ、国の想定する内部統制との整合を一定考慮しつつ、計画的に準備を進めていく必要があります。

これらを踏まえると、平成29年度の課題として次の2点が挙げられます。

- (1) 地方自治法改正により義務化される内部統制の計画的な整備
- (2) 業務プロセスレベルでのリスク対応策のモニタリングの強化

5 平成29年度取組

上記課題を踏まえ、平成29年度は具体的に次の取組を進めることとします。

(1) 地方自治法改正により義務化される内部統制の計画的な整備

地方自治法改正により、市長に対して内部統制の整備が義務付けされることとなりますが、内部統制に係る改正部分は平成32年4月1日に施行されます。平成32年度以降を見据え、従前進めてきた取組を基礎として、財務に関する事務の内部統制の整備・運用について計画的に準備を進めます。

(2) 業務プロセスレベルでのリスク対応策のモニタリングの強化

内部統制のPDCAサイクルについて、機能しているかどうかの点検・検証を実施する

とともに、リスク対応策については改めて業務プロセスレベルでの点検・改善を図ります。

また、「不適切な契約」を平成 29 年度の財務に関する事務の重要リスクに設定し、取組を進めます。具体的なリスクとして不適切な内容（価格、仕様等）による契約締結、手続きの遅延等が挙げられます。リスクを低減する観点から、マニュアルや手順書等について、業務プロセスレベルでのリスク対応策を点検・整備するとともに、モニタリングを実施し必要な改善を行っていきます。

以上の取組を着実に実施することにより、今後予定されている地方自治法改正の内容にも対応した適切なリスク管理体制の構築を進めてまいります。